平成２０年（フ）第３８８５号
愛知県尾張旭市北山町北新田94番地１　パイングロウブＴＭ202号、申立時の住所愛知県瀬戸市孫田町60番地の２
破産者　川本　禮子
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４２号
名古屋市南区東又兵ヱ町２丁目85番地　第２小林荘３号
破産者　花井　時子
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５０号
名古屋市名東区山の手３丁目802番地　イーストサイド山の手401号
破産者　南波　　晃
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１７号
神戸市長田区鶯町２丁目３番38号　東照寺ハイツ２Ｆ
破産者　遠山　剛弘
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６２号
神戸市東灘区住吉東町１丁目２番17号
破産者　山崎久美子
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９号
神戸市西区大津和２丁目10―５　タウンハウス伊川谷６Ｄ―２号
破産者　八木登美子
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第９２６号
兵庫県姫路市青山６丁目15番７号
破産者　黒田　正明
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１６６号
兵庫県姫路市書写1070番地１　市営書写東住宅１―303号
破産者　大澤　廣樹
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第１６３８号
広島市安佐北区口田５丁目48番７―８号
破産者　桑木　弘成
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１７１７号
広島県安芸郡府中町清水ヶ丘９番11号
破産者　大本　月光
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２０８３号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷21番地326
破産者　オフィス山田こと　山田　哲久
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７２６号
熊本県熊本市野田３丁目11番２号　市営野田団地１Ｃ―２―206号室
破産者　花田木綿子
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第７３８号
熊本県上天草市大矢野町登立1170番地
破産者　荒木　昭彦
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８８号
熊本県上益城郡益城町大字広崎802番地20
破産者　寺﨑　　博
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第５６４号
大分市大字横尾2736番地の３
破産者　柴田　治義
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成１９年（フ）第２７５号
青森県つがる市木造筒木坂松本152番地72
破産者　石川　忠光
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第２２０１号
神奈川県高座郡寒川町大蔵880番地
破産者　露木　勝幸
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２２０２号
神奈川県高座郡寒川町大蔵880番地
破産者　露木　君代
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２２０３号
神奈川県高座郡寒川町大蔵880番地
破産者　露木　　弘
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部